

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

11 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成22年11月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月25日(木) 午後3時08分から午後4時55分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第2会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 筏津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員
川口保子委員 瀧川紀幸委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
鈴木富士男スポーツ課長
請井浩二文化課参事

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案

- (1) 新城市西部公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (2) 新城市青年の家管理規則の一部改正
- (3) 新城市地域文化広場の管理運営に関する規則の一部改正
- (4) 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (5) 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (6) 新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (7) 新城市民体育館の管理運営に関する規則の一部改正
- (8) 新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (9) 新城市照明施設管理規則の一部改正
- (10) 新城市長篠地区多目的広場の管理及び運営に関する規則の一部改正

(11) 新城市作手B & G海洋センター管理運営規則の一部改正

日程第4 協議・報告事項

- (1) 12月補正予算について
- (2) こども園所管課の検討について
- (3) 平成23年成人式について
- (4) その他

日程第5 そ の 他

委員長

平成22年11月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので10月の定例会のご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2、教育長報告をお願いします。

教育長

ドウダンツツジ、モミジと、今年の紅葉は、赤が一段と鮮やかです。先日も、協和小の50周年記念式典の折に、私が「三河の奥入瀬」と呼んでいます「巴川溪谷」を、作手見代から鳳来塩瀬までドライブしましたが、まさに「紅葉ロード」で見事な紅葉でした。同様に、「鳳来寺山」「県民の森」「総合公園」と、市内の各紅葉名所でも今が盛りです。

中学校の文化祭や小学校の学芸会が、10月下旬から11月にかけて開催されています。いずれの学校においても、合唱や劇など特色ある学校文化を発信していました。

1日から3日にかけて、韓国附設中学校の訪問団が来新しました。二泊三日でホームステイをし、東郷中学校で学校生活をともに過ごしながら交流を深めました。昨年在新型インフルエンザの流行で中止となり、今年も現在南北関係が緊張状態にあるだけに、この時期に実施できて良かったと思います。

2日と5日に、愛知県へき地教育研究会が作手の開成小学校と豊根の富山小中学校で開催されました。小規模校ながら元気いっぱい学ぶ姿を参観させていただきました。4日の庭野小学校の音楽を楽しむ会、今年は24回目ということで、すっかり庭野の教育の伝統、学習の核として定着し、市外からも多くの参観者がありました。

9日には、東三河地区の中学校英語スピーチコンテストが鳳来開発センターで行われ、暗唱とスピーチの部門で、代表選手が流暢な英語を披露していました。

15日には、定例の事務監査があり、教育委員会事務局5課について、事業の有効性、重点施策実施状況、例月出納検査などについて、監査を受けました。

19日から、26小中学校について、校長人事面談を行い、校長から意見を聴取しています。より充実した学校経営をめざし、教職員の資質力量の活用と向上を期し、適材適所で公正な人事を期して進めています。

22日には、作家の岡野薫子氏が新城を訪れ、鳳来寺や設楽原歴史資料館の「岐阜加納の亀姫特別展」などを見学されました。先生の作品は日本の国語教科書に6作品が掲載されているということですが、なかでも小学校6年国語教科書教材として「桃花片」については、30年来掲載され続けてきており、多くの国民の少年の日の心に感動が刻まれていることと思います。先生は、この教科書教材を通して、新城市との強い絆を感じてみえるとのことでした。教育委員の皆さんには、学校現場・教師・子供との交流資料を用意しましたので、後ほどご参照ください。また、30日には、昨年を引き続きまして、教育委員全員と学校現場の教師代表7名の方々との意見交換会を行います。

次に、文化・スポーツ関係です。鳳来寺山もみじまつりですが、本年は、例年より一週間遅く、11月6日に開幕式を行い12月4日までの開催となりました。23日には、鳳来寺小学校の子供たちが「鳳来寺山のブッポウソウ」を全校で合唱し、新聞報道によれば、39,000人の人出でにぎわいました。「千の灯」など催しも多く、紅葉は申し分ないものでした。

14日の新城歌舞伎は、葛西聖司NHKエグゼクティブアナウンサーと松本幸四郎さんの長女で女優の松本紀保さんの案内で「弁天娘女男白浪（べんてんむすめめおのしらなみ）」を、新城子供歌舞伎などで演じました。また、同日の新城ライオンズクラブ50周年記念式典では、市の木・花などを銘記した記念碑が除幕されました。

20日には、愛知県中学校駅伝大会が総合公園で行われました。県下から5地区代表の100チームが集結し健脚を競いました。新城市からは、新城中学校女子チームが参加し健闘しました。また、23日には、万博記念公園で開催される市町村駅伝競走大会壮行会を行い監督コーチ選手を激励しました。

21日には、協和小学校50周年記念式典が行われました。学区の方々が集うなかで、13人の全校児童が、群読や劇で50年の歩みを演じ、式典の後、記念碑の除幕が行われました。

委員長

ありがとうございました。

何か質問ご意見ありましたらお願いします。

いいでしょうか。

日程第3 議案

- (1) 新城市西部公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (2) 新城市青年の家管理規則の一部改正
- (3) 新城市地域文化広場の管理運営に関する規則の一部改正
- (4) 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (5) 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (6) 新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (7) 新城市民体育館の管理運営に関する規則の一部改正
- (8) 新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (9) 新城市照明施設管理規則の一部改正
- (10) 新城市長篠地区多目的広場の管理及び運営に関する規則の一部改正
- (11) 新城市作手B & G海洋センター管理運営規則の一部改正

(6) 委員長

日程第3 議案(1) 新城市西部公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正から順次説明をお願いします

生涯学習課長

第23号議案につきましては、公の施設の使用料の均衡及び適正を図るための条例改正を8月の教育委員会議でご協議をいただき、9月の議会の定例会で可決されました事に伴いまして必要となる規則の改正を行うものです。資料の新旧対象表をご覧ください。使用料の改正に合わせまして、休館日を月曜日、国民の祝日、年末年始から、祝日の使用の不便を解消するため、祝日を休館日から除きます。それ以外につきましては、今回の条例改正に合わせまして様式の統一を図ります。

それから、第24号議案の(2) 新城市青年の家管理規則の一部改正につきましては、様式の統一と合わせて、サーキット・トレーニング室を廃止するため関係の条文・様式・宣誓書を削ります。

委員長

ありがとうございました。この2件、質問ご意見がありましたらお願いします。

委員

異議なし。

委員

質問ですが、規則だけでなく、様式はいつまでに出来上がらなければいけないのですか。期限はありますか。

教育総務課長

今日、お諮りをする11件の規則の改正案件については、教育委員会規則という位置付けになっております。改正を行う場合には、教育委員会に諮って承認をいただく

ないと改正はされませんので今日お諮りします。今日、承認をいただきますと、来年の4月1日に施行されます。この他にも教育委員会規則でなく市長部局の規則があります、これは、教育委員会に改正の権限が最終的にないものですから、「改正してよろしいか」という事で市長まで決裁を上げて改正をしていきます。

委員

期限を聞いたのは、様式を少し考えたいと思ったからです。使用許可申請書と許可書、取り消しの申請書と許可承諾書、減免の申請書と承諾書が全部同じようなもので一部だけが違っています。その6枚の書類を全部書くのは手続き上かなり負担になるし、保管も大変だと思います。たとえば、申請書と減免の申請書を合わせて1回書けば良い様式にするとか、減免申請書と承諾書を1枚の様式にして、事務処理を軽減する事を考えてもいいのではないかと思います。

スポーツ課長

教育委員会に施設を委任されている施設については、使用許可は教育委員会に権限があるのですが、減免・還付につきましては、教育委員会には権限が無く市長の許可になりますので、少なくとも使用許可と減免・還付は別々にしなくてはなりません。

委員

それが無理だとしたら、許可取消申請書と承諾書を1枚の様式にしてしまうとか、同じ事を繰り返し書く事は、書く方も大変だし、保管するのも大変で無駄なものだと思うのですが。規則がすべてそういうふうなので改善できればと思いました。

委員長

私もそう思いました。たとえば、許可申請書を出すとその場で利用許可書がでるのならば、問題がなければ申請書に承認という印を押して出し、控えがいるのであれば、コピーをとっておけば済み、事務も軽減されるのではないかと思います。

スポーツ課長

スポーツ課の状況ですが、委員長さんが言われましたように、許可申請書と許可証については複写で一度に済むようになっております。市民体育館であればスポーツ課で許可できるものか判断できますので、その場で受付印を押して許可証を出しています。

委員

減免の申請書も同じようになりますか。

スポーツ課長

2枚書いていただく必要はありません。規則としては、こうせざるを得ないという事です。改正に伴い当初は、申請書と許可証を一緒にして兼許可書というかたちで考えましたが、法務室より、様式1と様式2を一緒にするのはまずいという指摘がありましたので、運用上そういう対応をしてまいります。

委員長

異議が無ければ

(1)新城市西部公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正と(2)新城市青年の家管理規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員挙手という事で、このように進めてもらいたいと思います。

それでは、次の説明をお願いします。

文化課参事

第25号議案から第28号議案について説明させていただきます。

(3)新城市地域文化広場の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、休業日の取扱いについて、現行の休業日の取扱いに合わせるため、条例の料金改定に伴いまして字句と様式を訂正するものです。

次に、(4)新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正につきましては、年末年始の開館時間につきまして文化課の他の施設と合わせるため、休館日の取扱いにつきましては、現行の休館日の取扱いに合わせる、施設及び資料の利用につきましては、字句の訂正と利用申請書に提出期限と受付時間を設定するものです。

次に、(5)新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正と(6)新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正につきましては、先程と同様に、休館日の取扱いについて、現行の取扱いに合わせるため、及び他の規則と用語を合わせるための字句の訂正です。

これらの、改正につきましては、9月議会に提出しました料金改正の条例改正に伴う規則の改正です。

委員

設楽原歴史資料館の開館時間ですが、午前8時30分から午後10時までとなっております。他のところは、5時終了なのですが、午後10時まで開館する必要があるのでしょうか。

文化課参事

施設の中に研修室がありまして、午後10時まで使えるようになっているためです。

委員

研修室は、何をするところですか。

文化課参事

歴史資料館の調査、研究等を行います。設楽原を守る会とか鉄砲隊の方が研修等に利用します。

委員

見学者ではないのですね。

文化課参事

見学者は、5時までです。

委員長

それでは、(3)新城市地域文化広場の管理運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。全員挙手ですよろしくをお願いします。

(4)新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。

(5)新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。

(6)新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。(3)から(6)まで、このように改正をするということで、よろしくをお願いします。

それでは、続いて説明をお願いします。

スポーツ課長

第29号議案から第33号議案について説明させていただきます。

スポーツ課の関係につきましては、条例の改正に伴う字句等の改正の他に、合併時、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村、の条例等字句の統一がされてなかった部分を今回統一しました。統一した点につきましては、申請可能日です。今までは使用日の60日前からとなっていた使用しようとする月の前々月の1日に統一しました。

次の、(8)新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正において、使用時間が午前9時から午後5時までとなっていた使用が、作手の武道場は夜間使用もあるという事、鬼久保広場のテニスコートはナイター施設があり実際とあっていなかったため、午前9時から午後10時までと改正します。それ以外につきましては、先程申し上げましたとおりです。

(9)新城市照明施設管理規則の一部改正につきましては、これといった、内容の変更はありません。

(10)新城市長篠地区多目的広場の管理及び運営に関する規則の一部改正につきましては、今まで、火曜休みになっていましたが、他の施設と合せて月曜休みに改正します。

最後の、(11)新城市作手B&G海洋センター管理運営規則の一部改正につきましては、使用時間及び休業日について、体育館、プール、艇庫と施設ごとに分けます。プールについては午前9時から午後4時30分、艇庫については午前9時から午後4時まで、これにつきましては、使用料条例で既に可決されている時間で条例に合わせるよう改正します。

委員

第29号議案の、新城分館、鳳来分館はどこでしょうか。

スポーツ課長

新城分館は、元の警察の武道館で、はつらつセンターの道路側前にあります。鳳来分館は、鳳来中学校の卓球場です。

委員

学校の講堂とか体育館を使用するには、スポーツ課に申請するのですか。

スポーツ課長

学校開放の関係につきましては、教育委員会で新城市小中学校体育施設スポーツ開放実施要綱により、各小中学校に学校開放の運営委員会を設け、その運営委員会が小中学校の体育施設の管理運営をしています。申込みについては、小中学校に直接申請をしてもらいます。

委員

その事について、危惧している事があります。新城小学校の講堂で、10月の半ばくらいだと思いますが、午後9時15分頃、バレーの練習をしているお父さんお母さんに付いて来た、小さな子どもがテラスで遊んでいました。

親御さんも1人付いていましたが9時30分くらいまでいたと思います。昔なら早寝早起きですでに寝ている時間です。生活習慣上良くない、風紀上問題だと思いました。それと住宅地である事を配慮し、もう少し見直しが必要だと思います。

スポーツ課長

管理運営は、運営委員会にお願いしています。運営委員会は主に教頭先生が中心になって運営してもらっていますので、学校開放で使用している団体にその旨を伝えてもらいます。実施要綱は午後10時まで使える事になってはいますが、施設の周りの状況等により終了時間を早くする事は可能だと思います。

委員

照明施設はタイマーオフになっているのですか。

スポーツ課長

ナイター施設については、タイマーにより消灯します。9時30分で切れて予備灯が15分ついて切れます。

委員

問題は、講堂なのです。自動的に消灯にはなっていないと思います。

スポーツ課長

講堂は、なっておりません。

委員

自動的に消灯になれば、帰ってくれると思うのですが、使っている人の気持ちしだいで伸びていくのは、考えてほしいと思います。

委員

学校に打診するしかないのですね。

スポーツ課長

そうです。

委員

元が10時までの制限なら、学校ではだめですとは言いきくと思います。小学校の低学年の子どもが遊んでいるので、明日に差支えないのだろうかという心配があります。

学校教育課長

開放の話では、ルールで10時までに決まっていれば、健全に使っていただいている方がるので、その部分は10時でよろしいかと思います。委員さんご指摘の部分では、運営委員会に子どもの扱いもお願いしていく事だと思います。

もう一つは、学校で家庭に喚起をしていくのですが、早寝早起きを呼びかけているなかで、お子さんを連れていかれるので、「いけません」と言う事が学校で言い辛いことがあります。同じ危惧を持っておりますので、呼びかけを強くしていく事しか学校教育としてはできません。

委員

小学校の問題と親の考え方なので、一方的、規則にはできないのでないか。

委員

時間の事を言うしかないと思います。10時までと言ったら10時までに帰るしかないと思います。

委員

この事だけでなく全般的にどんな行事があっても、早寝早起きを学校に教育の一環として指導してもらいたいと思います。いちいち規則では決められないと思います。

委員

子ども会の役員をしていた時は、9時になったら子どもたちは帰り、大人は10時まで楽しみました。9時になったらお子さんを帰してくださいと呼びかければ、良くなっていく可能性もあると思います。

委員

学校教育課長から、各学校に強く呼びかけをしてもらいたいと思います。

委員長

それでは、いいですか。

(7)新城市民体育館の管理運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。

(8)新城市社会体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について、賛成の

方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。

(9)新城市照明施設管理規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。

(10)新城市長篠地区多目的広場の管理及び運営に関する規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。

(11)新城市作手B & G海洋センター管理運営規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。挙手全員です。

(7)から(11)までこのように改正という事でよろしくをお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(1) 12月補正予算について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (1) 12月補正予算について説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課に関連します予算の内容は、二つ大きなものがありまして、一つは、小中学校、幼稚園にありますアップライトピアノの地震時の転倒防止の金具がありますので、導入して非常の際に備える経費の計上を予定しております。

もう一つは、学校の耐震補強です。東郷中学校の校舎ですが、計画上は来年度工事を行う予定でしたが、1年前倒して今年度計上していきます。これは、国の予算の予備費の2次出動分が閣議決定されましたので、それを財源に補助金の採択が受けられる見通しがたったため12月補正で計上します。工事そのものは、今年度中にはできませんので、来年度に繰越しをして2カ年継続の事業で行います。

その他、それぞれの学校の施設の修繕、改修、備品の更新等の経費、細かなものを計上します。

学校教育課長

学校教育課は、今回補正を出しておりません。

生涯学習課長

生涯学習課につきましては、所管します3施設の営繕に掛る費用を計上します。

一つは、西部公民館の浄化槽の放流ポンプが劣化してフロートの誤作動がありますので、これを取替えます。

二つめは、鳳来中央集会所の自家発電設備が一部作動しないトラブルが発生し、点検したところバッテリーの上部に亀裂がありましたので取替えを行います。

最後に、海老構造改善センターの情報交換室の空調機が故障しましたので、室内機を取替えます。以上3点計上します。

文化課参事

文化課につきましては、文化会館大小ホールの照明設備改修工事の入札結果におきまして、契約差金がありましたので工事請負費の減額補正を1件、同じく地域文化広場文化会館と図書館において雨漏りがしておりますので、屋上の防水改修工事の増額補正を計上します。

スポーツ課長

スポーツ課では、補正予算を計上しておりません。

委員長

それぞれ、各課より説明がありましたが、この件について質問、ご意見がありましたらお願いします。

いいでしょうか。それでは、異議なしと認めます。今、説明がありましたようにお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(2) こども園所管課の検討について

委員長

日程第4 協議・報告事項(2) こども園所管課の検討について説明をお願いします。

教育総務課長

先月の15日から川口委員さんと瀧川委員さんが、こども園の制度検討委員会にメンバーとして入ってもらっています。それと並行して内部で検討していることが1件ありまして、こども園を所管する部署を統一化していく、どこで所管をするか議論しています。今の状況ですと、こども園を25年に立ち上げる目標をもって動いています。それよりも前に所管する部署を決めようというものです。今は、幼稚園は教育委員会が所管しております。保育園は市民福祉部の児童課が所管しております。2カ所でそれぞれ所管をしておりますが、こども園が立ち上がる前に先行して所管課を一つにまとめて行こうという議論がされています。なぜ、一つにまとめるかにつきましては、こども園の制度をしっかりと作り上げてスタートしても、功を奏するかどうかは、現場の職員がいかにかしっかりと動くかに尽きるのではないかという認識によるものです。モチベーションを醸成するのに、先に一つになってしまったほうが良いのではないかという考え方から所管の統一化を先行して行ったらどうかという検討を今やっている最中です。こども園がスタートとするのが25年ですので、時期的な問題につきましては、関係部署の部課長が集まって検討しておりますが、11月17日に行われました会議におきまして、24年度に統一して行ったらどうかという結論に検討会議

ではなっています。まだ決定ではありません。ただし、23年度に入ってもなるべく早い時期から調整はしていきます。

今、そういった動きをしています。実際に教育委員会としましては、どんなかたちの部署を設定するのがいいのだろうかという事で、事務レベルでの意見を出しております。今は児童課と教育委員会のそれぞれのセクションになっているわけですが、基本的にはどちらかのセクションに片寄するのは、好ましくないであろう。理由は、幼稚園は学校教育法に基づいた管轄をしている。どうしても学校教育法に軸足を置いた見方、考え方をしてしまいがちになるであろう。逆に保育所サイドでは、児童福祉法を根拠にそちらにどうしても偏った見方をしてしまうのではないかと、だとしたら新しいものを作り上げていくのだから中立的なセクションの設置が望ましいのではないかと、という事を意見として出しております。

これが仮に実現するとなると、幼稚園の業務は教育委員会から離れます。その時に、国の制度が変わらない限り、幼稚園の業務はやはり教育委員会に基本的には残ります。しかし、教育委員会が事務をしないという状況が発生します。市長部局にこども園担当のセクションが設置されそこが幼稚園業務を担うことになると、教育委員会が本来担うべき幼稚園業務の事務を市長部局のある課に補助執行させるというような、規則をつくらないと法律的な整合性がとれません。逆に教育委員会に、こども園の所管の事務がきた場合には、保育園は児童福祉法が根拠ですので、保育所を担うのは福祉事務所長ですので福祉事務所長の担う業務を教育委員会に補助執行させる規則が必要になります。

現場サイドの問題はさまざまなものがあると思います。給食の問題、夏休み、保育時間、入園申込みの書式等です。今後、現場の実際に業務を担っている職員で実務レベルでの検討をしていって整えていくという業務を今後していきます。

所管する部署をどこの部署に置くのか、教育委員会に置くのか市長部局に置くのかについては、教育委員会においては大きな問題です。幼稚園業務が教育委員会から離れるかどうかという問題になってきますので、こども園の制度の検討に加えて教育委員さん方で検討をお願いします。

委員長

ありがとうございました。

国では、子ども家庭省を作る案が出ていますが、新城市の場合はどこが所管するかという事で何か質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

今、検討するという事ですか。

教育総務課長

今日、結論を出していただく問題ではありません。

委員

イメージとしては、豊田市の子ども部とかそういうイメージですか。

教育総務課長

先進地の事例でも認定こども園になっているところが多いですが、その自治体全部の保育所、幼稚園がすべてになっているわけではなくて、1園だけとかモデル的なケースを教育委員会部局で持っているところもありますし、民生部局が持っているところもありますしそれぞれです。

新城市は、市内の保育園、幼稚園を全園こども園化する方針で進んでいますので、よそのほんの一部の園が一体になっているところと同じように考えてしまうと、失敗するのではないかと心配しています。

委員長

来年1月から、検討委員会は、新城版こども園の指導内容、カリキュラムの検討に入っていきます。これについては、市長さんより教育委員会に考えてほしいという依頼がありました。こども園と小学校との連携、接続をスムーズにするようなかたちで考えていくと教育委員会で所管したほうがすっきりすると思いますが。他のところは、常時こども園と小学校が連絡を取り合っているようですから。今日、決めなければならぬ事ではないですが、ご意見ありましたらお願いします。

委員

たとえば、豊田はこども園だけを対象に子ども部を作っているわけではなくて、子どもに関する部分に関して税だとか手当を含めて子どもに関する事を全部やっています。そういう感覚で捉えてやっていくのか、こども園だけどこが持つという話なのか、そのへんで議論が分かれるのかと思います。

教育総務課長

今の問題は、大きなポイントで、まだ、制度検討委員会でも理念を作り上げるように動いているだけで、具体的な部分が議論されてない段階ですが、事務方では、市長のマニフェストに出ているこども園は、単に保育園と幼稚園を1つの枠の中に納めるというだけのものではなく、佐野委員長が言われているように、子どもに視点をあてた幼児期から中学校まで行政としてのケアができる仕組みを作ろうという事ですので、子どもに関する手当とか医療とかいろいろなものを一元的に、管理をするセクションが必要ではないかという議論はしています。そうなると、福祉の諸手当とかこども医療があり教育委員会では持てないと思います。

教育委員会は、市長部局から独立した組織です。委員長さんが言われるように、幼児教育と小学校の連携は今まで以上に密になっていかないといけないと思います。こども園の所管部局が市長部局にあると、どうしても離れますのでリンクさせてしっかり噛み合う様な仕組みを作らないとうまくいかないのではないかと懸念します。

委員

二重行政ということを感じました。同じ事を目標にしているのだけれども、実は重

なっているという事を一番さけるべき事かと思います。一方をとれば一方が無くなるという難しい話ですね。

教育総務課長

今日、結論をだすというものではないのですが、近い将来、教育委員会議でどうするのかという決定を仰がなければならぬ時期は、まもなく来ると思われますので、よろしくをお願いします。

必要とあれば、総合政策部が所管をしておりますので、所管課の検討につきましても、職員を呼んで説明をすることも可能ですので調整を行います。

委員長

この件につきましては継続して検討していくという事でいいですかね。

日程第4 協議・報告事項

(3) 平成23年成人式について

委員長

日程第4 協議・報告事項 (3) 平成23年成人式について説明をお願いします。

生涯学習課長

平成23年新城市成人式につきましては、平成23年1月9日、会場は新城市文化会館大ホールを予定しております。

対象者は、平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれたかたで、就職・就学等の関係で市外に転出されている方も申込みがあれば対象とします。11月1日現在で対象者が537名です。この中には外国人登録の方、住民登録外で参加申込みのあった方を含みます。これにつきましては式の当日まで変動します。

当日の日程は、開場は12時45分からで、記念行事を午後1時30分から午後2時まで、式典は午後2時から30分間で司会進行は新成人の代表の方をお願いしております。

式典の中でお願いしたいのが、開式のことばにつきまして教育委員長さんに、閉会のことばを委員長職務代理者さんをお願いしたいと思います。

式典がおわりまして午後2時30分から午後3時まで、新成人夢を語るという事で昨年度と同様に新成人の代表者が各中学校区の成人の方にインタビューをとる形式で行います。その後恩師を囲む会として中学校区単位に分かれて恩師の方との歓談を予定しております。

昨年度の成人式では、中学校を卒業した人数に対しての参加率は96%でした。

委員長

何かご質問、ご意見ありましたらよろしくお願いします。

委員

バスの送迎はないのですか。

生涯学習課長

バスの送迎につきましては、昨年一昨年と2年間、実質利用者が無かったという事で、今回は省いております。

委員長

それは、事前に連絡をしますか。

生涯学習課長

対象者には葉書に記載します。

教育長

入場から着席の部分でいつも苦労されています。和太鼓とか大合唱のイベントに従ってスムーズになっているところがありますが、今回は静かな演奏なのでそれ以前に着席できるような工夫がいつもより必要になりますので対策を講じてください。

生涯学習課長

受付開始が12時45分からで記念行事が始まるのが午後1時30分でその間が45分間あり、市内のPRのスライド上映になっておりまして、1時30分までに入ってもらうように案内をします。

教育長

それがなかなかできない。かなり難しいですよ。放送だけでは動かないので、人員の配置等を考えてください。

委員長

何か成人式について、質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか、こういうように進めていただくという事でお願いします。

日程第4 協議・報告事項

(4) その他

委員長

日程第4 協議・報告事項(4) その他ありましたらお願いします。

教育部長

12月の議会の日程について報告します。11月30日が議会の初日です。この時に会期設定、議案の審議があります。12月9日、10日は一般質問となっております。13日が第4日で一般質問の予備日と議案の審議が予定されています。14日の午後に厚生文教委員会が開かれます。15日の午後から補正予算の予算委員会が開かれます。17日が最終日で議案の審議が行われる予定ですのでよろしくをお願いします。

日程第5 そ の 他

委員長

日程第5のその他ありましたらお願いします。

いいでしょうか。

教育総務課長

次回の会議は11月29日に、委員長さんの選出を行っていただくため、臨時の教育委員会議をお願いしたいと思います。時間は1時から教育長室で行います。

委員長

11月30日の午後4時30分から研修会を行います。

12月22日は、午後2時30分から研修会を行い、引き続き午後3時30分から12月の定例教育委員会議を行います。

以上で11月の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記